

鈴鹿市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月1日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

鈴鹿市水道局管理規程第2号

鈴鹿市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程（平成24年鈴鹿市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 条例第4条第4号の規定により同条第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 条例第4条第4号の規定により同条第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の鈴鹿市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程第3条第3号に規定する講習を修了している者については、この規程による改正後の同号に規定する者とみなす。